

## 組合よりのお願い

### ● 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

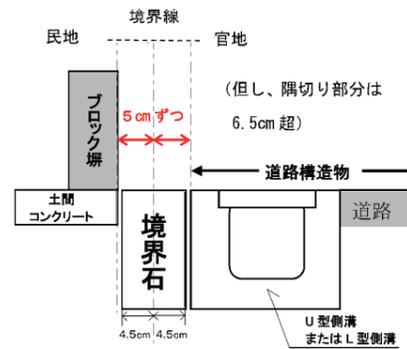
### ● 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則として中2日後の発行となります。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ● 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



## お知らせ

### ● 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

**ご注意！** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

### ● 土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、事務局へ相談の上、行ってください。

### ● 権利の届出をしてください（定款第88条及び第89条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先(組合事務局)	管理課 048-823-5221 (資金管理・換地に関すること)
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会	補償課 048-823-5226 (建物補償に関すること)
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6	工事課 048-823-5227 (工事にすること)
http://saitama-kukaku.jp/	

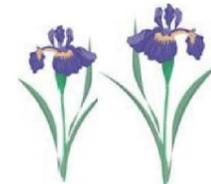
## ごあいさつ

入梅の候、組合員の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

令和4年度は、道路築造工事、道路等管理工事、建物等移転補償、道路詳細設計業務、事業用地草刈業務、杭打測量・換地修正外業務委託、施工計画書作成業務委託、建物等調査積算業務委託、その他事業に必要な調査設計等を実施する予定です。

一日も早く新しいまちができるよう今後も努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



さいたま市中川第一特定土地区画整理組合

理事長 齊藤 信男

## 令和4年度の事業計画について

令和4年度の主な事業は以下のとおりです。

### 工 事

- ①道路築造工事
  - ・区画道路の築造工事を行うものです。
- ②道路等管理工事
  - ・道路等の補修工事を行うものです。

### 補 償

- ①建物等移転補償
  - ・事業により発生する建物移転及び工作物等の補償を行うものです。

### 調 査 設 計

- ① 道路詳細設計業務
  - ・区画道路等を築造するための設計図書を作成するものです。
- ② 事業用地草刈業務
  - ・組管理用地の草刈を行うものです。
- ③ 杭打測量・換地修正外業務委託
  - ・事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。
- ④ 施工計画書作成業務委託
  - ・事業全体の施工計画を立てるために行うものです。
- ⑤ 建物等調査積算業務委託
  - ・事業により移転が発生する建物等の補償調査、積算を行うものです。
- ⑥ その他事業に必要な調査設計等
  - ・事業の推進上、必要に応じて調査・測量等を行います。

### 定款の一部変更について

令和4年3月17日開催の第2回総代会において、定款の一部変更が議決されましたのでご報告します。

変更前	変更後
(公告の方法) 第87条 この組合の公告は、 <u>事務所(さいたま市土地                      区画整理協会)及び中川事務所の掲示場並び                      にさいたま市の掲示場に掲示するものとす                      る。</u>	(公告の方法) 第87条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさい たま市役所の掲示場に掲示してするものと する。  ※変更前の下線部を変更

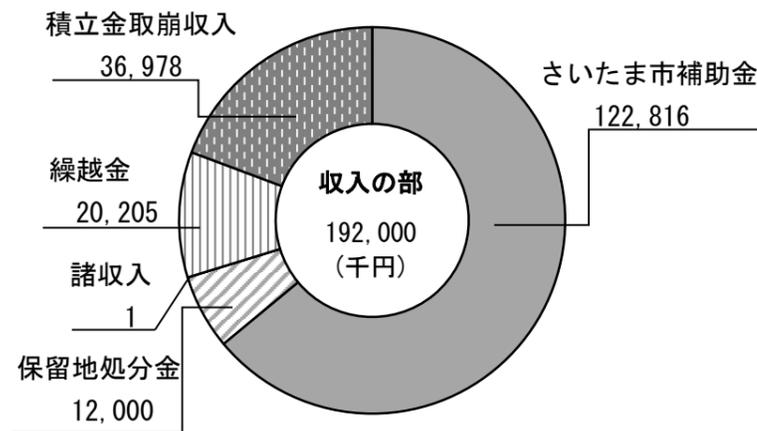
### 令和4年度収入支出予算

令和4年3月17日開催の第2回総代会において、令和4年度収入支出予算をそれぞれ192,000千円と定め、議決されました。

#### 【収入】

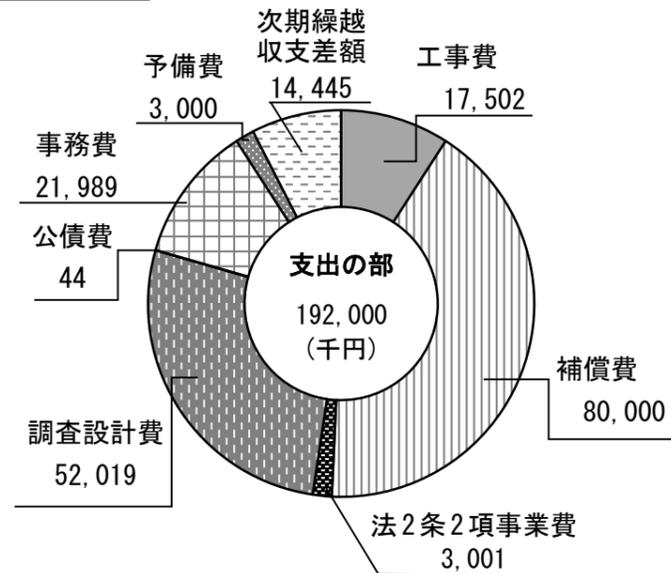
費目	金額(千円)
さいたま市補助金	122,816
保留地処分金	12,000
諸収入	1
繰越金	20,205
積立金取崩収入	36,978
計	192,000

#### ☆収入支出割合(単位:千円)



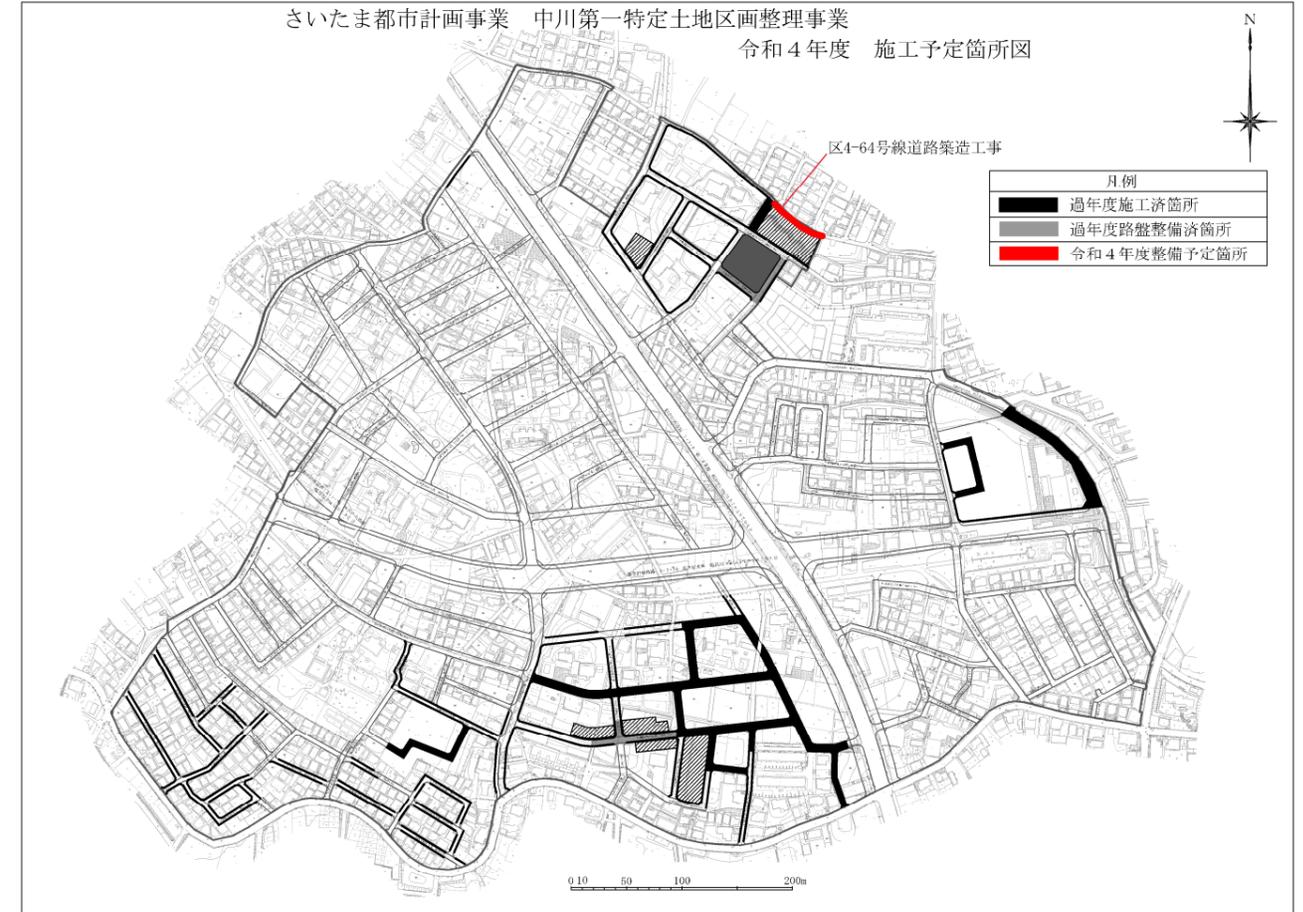
#### 【支出】

費目	金額(千円)
工事費	17,502
補償費	80,000
法2条2項事業費	3,001
調査設計費	52,019
公債費	44
事務費	21,989
予備費	3,000
次期繰越収支差額	14,445
計	192,000



### 令和4年度工事施工予定箇所図

令和4年度におきましては、下図のとおり区4-64号線の道路築造工事を予定しています。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



### 事業計画書(第3回変更)について

令和4年3月17日開催の第2回総代会において、事業計画書(第3回変更)の議決をいただき、令和4年3月29日にさいたま市より認可されました。

変更の内容につきましては、別紙資料をご確認下さい。